

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>
<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 建設産業では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>本要領は、就労環境の改善を図り、担い手の確保・育成を図る取り組みとして休日を確保できる環境整備を推進するため、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【削除】</p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 建設産業では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>本要領は、就労環境の改善を図り、担い手の確保・育成を図る取り組みとして休日を確保できる環境整備を推進するため、宮城県農業農村整備事業等の工事において試行する「週休2日モデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）週休2日</p> <p>対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。</p> <p>（2）対象期間</p> <p>現場施工に着手した日（準備期間※1は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間※2は含まない）までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>※1：準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）</p> <p>※2：後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。</p> <p>（3）現場閉所</p> <p>現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。</p> <p>（4）4週8休以上</p> <p>対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>
<p>(対象工事)</p> <p>第2 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事を対象とする。(別紙1)ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。</p> <p>(1) 応急仮復旧工事などの緊急の工事</p> <p>(2) その他、週休2日工事に適さないと判断される工事(実作業期間が7日未満など)</p> <p>(発注型式・種別)</p> <p>第3 発注型式は、発注者指定型とする。また、週休2日の種別は「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「交替制」とすることができる。</p> <p>(1) 発注者指定型：発注者が、週休2日に取り組みことを指定し、当初積算において週休2日に係る補正を計上している工事。</p> <p>(2) 現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態とすることで休日確保の取組を行う。</p> <p>(3) 交替制：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。</p> <p style="text-align: center;">【第I編】発注者指定型（現場閉所型）</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4 現場閉所型における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。</p> <p>(2) 対象期間 現場施工に着手した日(準備期間※1は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間※2は含まない)までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。</p> <p>※1：準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事を対象とする。(別紙1)ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。</p> <p>(1) 災害復旧工事</p> <p>(2) 工期に制約等のある工事</p> <p>(3) 用地買収、関係機関協議、他工事との調整等で工程に大きく影響する工事</p> <p>(4) その他、モデル工事の実施に適さない工事</p> <p>(発注型式)</p> <p>第4 発注においては、次のいずれかによる型式を基本とする。</p> <p>(1) 発注者指定型(発注者が、週休2日に取り組みことを指定する型式)</p> <p>(2) 受注者希望型(受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組み旨を協議した上で取り組む型式)</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>
<p style="text-align: center;">細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）</p> <p style="text-align: center;">※2：後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。</p> <p>(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。</p> <p>2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所（以下「休工日」という。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。</p> <p>3 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して4週8休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書のその他の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）</p> <p>4 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休日とするよう努めるものとする。</p> <p>5 天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。 なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日数が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取扱いについては工期の変更を伴うこともあることから、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。</p> <p>6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇（以下「休日等」という。）を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。</p> <p>7 受注者は、別図1を参考に工事現場に週休2日工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。</p> <p>8 受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議するものとし、発注者は対象期間に入る前に限り、受発注者間の協議により変更を認めることができるものとする。 なお、交替制へ変更する場合は対応する経費についても設計変更の対象となるので留意すること。</p>	<p>(実施方法)</p> <p>第5 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日モデル工事」である旨及びモデル工事の型式を明示するものとする。</p> <p>2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所（以下「休工日」という。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。</p> <p>3 モデル工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。</p> <p>4 モデル工事の対象期間中、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場休工日とする。ただし、現場の特性等に応じて、同月内で別の日に休工日を振り替えるものとし、その場合においては、4週8休を基本とするものとする。 また、天候等により休工し、作業日を振り替えた場合は休工日として認めるものとする。 なお、災害時の緊急要請や異常気象等による安全パトロール等やむを得ない事情について休工日として認めるかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。</p> <p>5 受注者が発注者指定型及び受注者希望型で週休2日モデル工事に取り組む場合は、工事に着手するまでに第3項、第4項の条件を満たす実施工程表を作成し、発注者に提出するものとする。</p> <p>6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇（以下「休日等」という。）を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。</p> <p>7 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休工日に現場作業を行う場合は、事前に発注者にその理由を書面で提出するものとする。</p> <p>8 受注者は、別図1を参考に工事現場にモデル工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>																																	
<p>(実施確認)</p> <p>第6 受注者は、対象期間の開始日から28日毎に別紙3-1の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書（以下、「実績書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。</p> <p>2 監督職員は、受注者から提出を受けた実績書の実施状況について、必要に応じて受注者からの聞き取り及び資料提示等により作業実態の確認を行うものとする。なお、確認は、工事日報等の記録資料等により実施するものとする。</p>	<p>(実施確認)</p> <p>第6 受注者は、第5条第5項の実施工程表に基づき、別紙3を参考とし、休工と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。</p> <p>2 計画書は月単位を原則とし、初回の提出は、工事に着手するまでとし、それ以降の提出は翌月の作業開始前までとする。</p> <p>3 受注者は、別紙4の記載例を参考とし、週間工程表を作成し、毎週末に監督職員に提出するものとする。</p> <p>4 受注者は、発注者に計画書を提出した翌月の1日から7日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）に別紙5の記載例を参考とし、計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書（以下、「実績書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、工事完成月の実績書の提出は、事務手続きの関係上、工事完成日の20日前※3までに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">※3：工事完成日の20日前が閉庁日の場合は、その前の開庁日とする。</p> <p>5 監督職員は、受注者から提出を受けた実績書の実施状況について、必要に応じて受注者からの聞き取り及び資料提示等により作業実態の確認を行うものとする。なお、確認は、工事日報等の記録資料等により実施するものとする。</p>																																	
<p>(積算方法)</p> <p>第7 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした以下の補正係数及び第5項の補正係数を各経費に乗じるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</p>	<p>(積算方法)</p> <p>第7 発注者は、週休2日モデル工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数に乗じるものとする。</p>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上 </td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.09</td> </tr> </table>		4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	労務費	1.05	機械経費（賃料）	1.04	共通仮設費（率分）	1.04	現場管理費（率分）	1.09	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;"> 4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上 </td> <td style="width: 25%; text-align: center;"> 4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25% (7日/28日) 以上 28.5%未満 </td> <td style="width: 25%; text-align: center;"> 4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満 </td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td style="text-align: center;">1.09</td> <td style="text-align: center;">1.07</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> </table>					4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25% (7日/28日) 以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05
	4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上																																	
労務費	1.05																																	
機械経費（賃料）	1.04																																	
共通仮設費（率分）	1.04																																	
現場管理費（率分）	1.09																																	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25% (7日/28日) 以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満																															
労務費	1.05	1.03	1.01																															
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																															
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																															
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05																															

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

＜ 改定後 令和6年4月 ＞	＜ 現 行 令和5年11月 ＞																																										
<p>2 発注者は、第5条第7項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。</p> <p>3 補正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数 ○機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数 ○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 ○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 <p>4 第5条第8項に基づき現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費について設計変更するものとする。</p> <p>5 市場単価方式による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td> <td></td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工（ガス圧接）</td> <td></td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	鉄筋工（ガス圧接）		1.04	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	撤去	1.05	<p>2 発注者は、第5条第8項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。</p> <p>3 補正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数 ○機械経費（賃料）＝機械経費（賃料）合計×週休2日補正係数 ○共通仮設費（率分）＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 ○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 <p>(1) 発注者指定型 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。 なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じた経費補正の見直しを行うものとし、4週6休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。</p> <p>(2) 受注者希望型 設計変更時において現場閉所の達成状況に応じた経費の補正を行うものとする。</p> <p>4 市場単価方式による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td> <td></td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工（ガス圧接）</td> <td></td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数			4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01	鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00	撤去	1.05	1.03	1.01
名称			区分	補正係数																																							
	4週8休以上																																										
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05																																									
鉄筋工（ガス圧接）		1.04																																									
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01																																									
	撤去	1.05																																									
名称	区分	補正係数																																									
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																							
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05	1.03	1.01																																							
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01																																							
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01	1.00																																							
	撤去	1.05	1.03	1.01																																							

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

＜ 改定後 令和6年4月 ＞			＜ 現 行 令和5年11月 ＞				
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.01
	撤去	1.05		撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防止柵）		1.03	防護柵設置工（落石防止柵）		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05		撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04		撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05		撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	橋面防水工		1.02	1.01	1.00
<p>（工事成績考査等）</p> <p>第8 発注者は、現場閉所状況や、第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙4に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。</p> <p>2 発注者は、受注者が4週8休の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。ただし、提出された施工計画書において、週休2日に取り組む旨を明示せず、監督員の是正指示にも従わない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合についてはこの限りではない。</p> <p>【削除】</p> <p>【第Ⅱ編】発注者指定型（交替制）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第9 交替制における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）週休2日</p>			<p>（工事成績考査等）</p> <p>第8 発注者は、現場閉所状況や、第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙6に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。</p> <p>2 発注者は、受注者が計画書どおりに休日等の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。</p> <p>（週休2日実施証明書の発行について）</p> <p>第9 4週8休以上の現場閉所を達成した工事については、「ICT活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領」に基づき、発行手続きを適切に行うこと。</p>				

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>
<p>対象期間において、4週8休以上となることをいう。</p> <p>(2) 対象期間 現場施工に着手した日（準備期間※1は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間※2は含まない）までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>※1：準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）</p> <p>※2：後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。</p> <p>(3) 4週8休以上 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(実施方法)</p> <p>第10 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。</p> <p>2 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休工日を確保するものとし、施工計画書のその他の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）</p> <p>また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除く。</p> <p>3 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休日とするよう努めるものとする。</p> <p>4 天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。</p> <p>なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日数が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取扱いについては工期の変更を伴うことから、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。</p> <p>5 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。</p> <p>6 受注者は、別図1を参考に工事現場に週休2日工事であることを記載したPR看板を設置するも</p>	

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>
<p>2 発注者は、第10条第6項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。</p> <p>3 補正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数 ○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 <p>（工事成績考査等）</p> <p>第13 発注者は、休日等の取得状況や、第11条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、別紙4に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。</p> <p>2 発注者は、受注者が4週8休の確保ができなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。ただし、提出された施工計画書において、週休2日に取り組む旨を明示せず、監督員の是正指示にも従わない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合についてはこの限りではない。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。</p> <p>この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>別紙1 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。</p> <p>この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。</p> <p>別紙1 [略]</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>																								
<p>別紙2 入札公告及び特記仕様書への「週休2日工事」である旨の明示 1. 入札公告への明示 「週休2日工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日工事（発注者指定型（現場閉所型）・発注者指定型（交替制））の対象工事である。 <p style="text-align: center;">↑ どちらかを記載すること</p></p></div> <p>2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0ffe0;"> <th colspan="4">15 「週休2日工事」の適用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(1)「週休2日工事」</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○実施困難工事</td> <td style="width: 65%;"> 1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているため参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)「週休2日工事」の型式</td> <td style="text-align: center;">◎発注者指定型(現場閉所型)</td> <td style="text-align: center;">○発注者指定型(交替制)</td> <td> 当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 </td> </tr> </tbody> </table>	15 「週休2日工事」の適用の有無				(1)「週休2日工事」	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているため参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	(2)「週休2日工事」の型式	◎発注者指定型(現場閉所型)	○発注者指定型(交替制)	当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。	<p>別紙2 入札公告及び特記仕様書への「週休2日モデル工事」である旨の明示 1. 入札公告への明示 「週休2日モデル工事」は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>入札公告 ○. その他 (○) 本工事は、週休2日モデル工事（発注者指定型・受注者希望型）の対象工事である。 <p style="text-align: center;">↑ どちらかを記載すること</p></p></div> <p>2. 特記仕様書（施工条件明示書）への明示 「週休2日モデル工事」は、特記仕様書（施工条件明示書）及び入札公告への明示と整合を図り、齟齬の無いように留意すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #e0ffe0;"> <th colspan="4">15 「週休2日モデル工事」の適用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">(1)「週休2日モデル工事」</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">◎対象</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○実施困難工事</td> <td style="width: 65%;"> 1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているため参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 (例) ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)「週休2日モデル工事」の型式</td> <td style="text-align: center;">◎発注者指定型</td> <td style="text-align: center;">○発注者希望型</td> <td> 1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目は対象外となる。 </td> </tr> </tbody> </table>	15 「週休2日モデル工事」の適用の有無				(1)「週休2日モデル工事」	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているため参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 (例) ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため	(2)「週休2日モデル工事」の型式	◎発注者指定型	○発注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目は対象外となる。
15 「週休2日工事」の適用の有無																									
(1)「週休2日工事」	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているため参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事などの場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため																						
(2)「週休2日工事」の型式	◎発注者指定型(現場閉所型)	○発注者指定型(交替制)	当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。																						
15 「週休2日モデル工事」の適用の有無																									
(1)「週休2日モデル工事」	◎対象	○実施困難工事	1. 「週休2日モデル工事」の対象工事の場合は、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、「週休2日モデル工事」の型式については、下記(2)のとおりとする。 2. 実施要領は農政部農村振興課ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonshin/)に掲載しているため参照すること。 3. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 (例) ・災害復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため																						
(2)「週休2日モデル工事」の型式	◎発注者指定型	○発注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目は対象外となる。																						

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表 (令和6年4月)

< 改定後 令和6年4月 >

別紙3-1

工事番号: R500地区(△△△)-000号
 工事名: ○○○地区▽▽▽工事
 別紙3-1

令和○年○月○日～令和○年○月○日

工程	日																												高計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
現場事務所設置、資機材の搬入																													
構造物撤去工																													
仮設工																													
構造物基礎工																													
構造物本体工																													
後片付け																													
作業所の休日取得実績	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

備考

現場事務所計算方法
 ・分子: 現場事務所の実績累計日数
 ・分母: 対象期間の日数

0月0日～0月0日まで現場事務所
 対象期間: 28日
 休工日数: 8日
 現場閉所率: ①/②
 = 28.6%
 ※ 25%以上: 4週@休
 累計現場閉所率
 対象期間: 28日
 休工日数: 8日
 現場閉所率: ①/②
 = 28.6%
 ※ 25.5%以上: 4週@休

別紙3-2

工事番号: R500地区(△△△)-000号
 工事名: ○○○地区▽▽▽工事
 別紙3-2

令和○年○月○日～令和○年○月○日

工程	日																												今回集計		累計集計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
現場事務所設置、資機材の搬入																																
構造物撤去工																																
仮設工																																
構造物基礎工																																
構造物本体工																																
後片付け																																
現場代理人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
〇〇建設(株) 監理技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
〇〇建設(株) 〇〇技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
A社 一次下棟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
A社 二次下棟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B社 二次下棟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
C社 三次下棟																																

備考

< 現行 令和5年11月 >

別紙5

工事番号: R200地区(△△△)-000号
 工事名: ○○○地区▽▽▽工事
 別紙5

令和○年○月

工程	日																															高計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
現場事務所設置、資機材の搬入																																		
構造物撤去工																																		
仮設工																																		
構造物基礎工																																		
構造物本体工																																		
後片付け																																		
現場代理人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
〇〇建設(株) 監理技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
〇〇建設(株) 〇〇技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
A社 構造物撤去工	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B社 構造物撤去工	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
C社 構造物撤去工	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

備考

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

＜ 改定後 令和6年4月 ＞			＜ 現 行 令和5年11月 ＞		
<p>別紙4 休日等の取得状況に応じた工事成績考査における加点評価</p> <p>週休2日工事の工事成績考査について、通常の考査項目の評価に加え、休日等の取得状況や、「実施要領」第6条及び第11条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。</p> <p>＜総括監督員＞</p>			<p>別紙6 現場閉所状況に応じた工事成績考査における加点評価</p> <p>モデル工事の工事成績考査について、通常の考査項目の評価に加え、現場閉所状況や、「実施要領」第5条第5項及び第6条に基づく必要書類の提出状況等に応じて、以下のとおり加点評価を行うものとする。</p> <p>＜総括監督員＞</p>		
考査項目	細別	加点内容	考査項目	細別	加点内容
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>現場閉所率又は休日率が28.5%以上の場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「休工日数」／「対象期間日数」とする。</p> <p>■ 9. その他（理由：週休2日工事－現場閉所率〇〇%又は休日率〇〇%）</p> <p>・現場閉所率又は休日率 28.5%以上 +2点</p>	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>現場閉所率が21.4%以上の場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。なお、現場閉所率は「実績の現場閉所の累計日数」／「対象期間の日数」とする。</p> <p>■ 9. その他（理由：週休2日モデル工事－現場閉所率〇〇%）</p> <p>・現場閉所率 21.4%以上 +2点</p>

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領 新旧対照表（令和6年4月）

<p style="text-align: center;">＜ 改定後 令和6年4月 ＞</p>	<p style="text-align: center;">＜ 現 行 令和5年11月 ＞</p>
<p>別図1</p> <p style="text-align: center;">PR看板参考図</p> <p style="text-align: center;">1.0m以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">週休2日工事</p> <p>この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、週休2日工事を実施する工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：〇〇地方振興事務所 受注者：〇〇建設（株）</p> </div> <p style="text-align: center;">1.0m以上</p> <p>※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。</p>	<p>別図1</p> <p style="text-align: center;">PR看板参考図</p> <p style="text-align: center;">1.0m以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">週休2日モデル工事</p> <p>この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則祝日、土曜日及び日曜日を現場の休工日としたモデル工事です。</p> <p style="text-align: right;">発注者：〇〇地方振興事務所 受注者：〇〇建設（株）</p> </div> <p style="text-align: center;">1.0m以上</p> <p>※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。</p>